

富 監 発 第 5 4 号
平成 2 9 年 1 月 1 9 日

富士市
請求人

富士市監査委員 山 田 充 彦
同 大 村 信 義
同 野 口 不二雄
同 稲 葉 寿 利

富士市住民監査請求に基づく監査結果について(通知)

請求人から平成 28 年 12 月 5 日付け(同日受付)にて提出された地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下、「法」という。)第 242 条第 1 項の規定に基づく監査請求について、次のとおり監査したので、同条第 4 項の規定により通知します。

1 請求の受理

住民監査請求書が定められた法定要件を具備しているか審査し、一部補正を求めた上、平成 28 年 12 月 27 日これを受理した。(以下、受理した住民監査請求書を「本件請求書」という。)

2 請求の要旨

請求人が提出した本件請求書の文面及び事実を証する書面による主張事実の要旨及び措置請求は、大要、次のとおりである。

請求人は富士市長小長井義正(個人)を被告として、民事訴訟平成 27 年(ワ)第 140 号(以下、「訴訟」という。)を提起した。

その後、平成 28 年 9 月議会において、訴訟に掛かる弁護士費用が補正予算にて計上されていることがわかった。訴訟は、小長井義正個人を被告としたものであるにもかかわらず、市長は、特定の個人(市長本人)が負担すべき費用を市に負担させており、この支出は違法な支出である。

よって、市長に対し、市が訴訟に掛かる弁護士費用として支払った
■
■円を市に返還するよう、求めるものである。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

請求の内容から、富士市の財務会計上の行為として、平成 28 年 9 月議会において議決された訴訟に掛かる弁護士費用 〇〇〇〇〇〇円について、違法又は不当な支出か監査した。

(2) 監査対象部局

建設部建設総務課を監査対象部局とした。

(3) 請求人の陳述

請求人が提出した本件請求書及び事実を証する書面を検討した後、請求人に対して法第 242 条第 6 項の規定による陳述の機会を設定した。

実施日 平成 29 年 1 月 11 日

出席者 請求人

(4) 関係人の陳述及び調査

監査にあたっては、建設部建設総務課から細部の事情の陳述を聴取し、関係資料の提出を求め、資料の分析を行った。

4 監査の結果

(1) 事実の認定

ア 訴訟について

請求人が市長に弁護士費用の返還を求めている訴訟は、訴状、裁判記録及び判決文等を確認したところ、「原告請求人」、「被告富士市 代表者市長 小長井義正」として提起された訴訟であったことが確認でき、被告は小長井義正個人ではなかった。

請求人は、「被告富士市 代表者市長 小長井義正」は小長井義正個人の身分を裁判所の指示に基づいてこのように記載したと主張したが、この表記は法人を被告とする際に記載する表記であり、富士市が、法第 2 条第 1 項に規定する法人として、訴訟を提起されたということであった。

イ 弁護士費用の支出について

請求人が市長に返還を求めている平成 28 年 9 月議会において議決された弁護士費用は、以下のとおり、支出されていた。

平成 28 年 10 月 4 日 支出負担行為何の決裁

平成 28 年 12 月 5 日 請求書の受理

平成 28 年 12 月 8 日 支出命令書の決裁

平成 28 年 12 月 16 日 支出

この支出は、富士市が支払うべき債務を履行したものであるため、その支出は違法又は不当な支出ではない。

(2) 結論

本件請求は合議により、次のとおり決定した。

訴訟に掛かる弁護士費用の支出は、違法又は不当な支出ではなく、本件請求には理由がないものと認め、本件請求を棄却する。